

関係指針等

- **健康診断実施後の措置**
 - 「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」
(H8.10.1 指針公示第1号、最新改正・H29.4.14 指針公示第9号)
- **長時間労働者に対する医師による面接指導**
 - 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置等」
(H18.3.17 基発第0317008号、最新改正・R2.4.1 基発0401 第11号、雇均発0401 第4号)
- **ストレスチェック等**
 - 「心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」
(H27.4.15 指針公示第1号、最新改正H30.8.22 指針公示第3号)
- **健康教育等（THP）**
 - 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（THP 指針）
(S63.9.1 指針公示第1号、最新改正R3.12.28 指針公示第9号)
- **メンタルヘルス対策**
 - 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（メンタルヘルス指針）
(H18.3.31 指針公示第3号、最新改正H27.11.30 指針公示第6号)
 - 「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」
(H16.10 厚生労働省発表、最新改正H24.7)
- **多様で柔軟な働き方の推進等**
 - 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」
(H28.2.23 厚生労働省発表、最新改正R3.3)
 - 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」
(令和3年3月25日 基発0325 第2号、雇均発0325 第3号)
 - 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」
(H30.1、最新改正R2.9.1 基発0901 第4号)
 - 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）
(R2.3.16 基安発0316 第1号)
- **健康情報の取扱い、個人情報保護等**
 - 「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令」
(平成17年厚生労働省令第44号)
 - 「雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項」
(H29.5.29 個情第749号、基発0529 第3号、最新改正H31.3.29 基発0329 第4号)
 - 「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」
(H30.9.7 指針公示第1号)
 - 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」
(H17.3.31 医政発第0331009号・薬食発第0331020号・保発第0331005号)

前頁フロー図中に用いた略語一覧

- 法…労働安全衛生法
- 則…労働安全衛生規則
- 労基法…労働基準法
- 労基則…労働基準法施行規則
- 労災法…労働者災害補償保険法
- 労災則…労働者災害補償保険法施行規則
- 健指…H8.10.1 指針公示第1号ほか「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」
- 通指…H18.3.17 基発第0317008号ほか「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置等」
- 面指…H18.2.24 基発0224003号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行について」の附のⅣの第2
- 産指…H30.9.7 基発0907 第2号「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働安全衛生法及びじん肺法の施行等について」
- 高指…H31.3.25 基発0325 第1号「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法及び労働安全衛生法の施行について」
- 面接指導告示…R4 厚生労働省告示第6号「労働基準法施行規則第69条の3第2項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める要件」
- ス指…H27.4.15 指針公示第1号ほか「心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき講ずべき措置に関する指針」
- ス施…H27.5.1 基発0501第3号「労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行について」

このリーフレットに関するお問い合わせは、愛知労働局健康課または最寄りの労働基準監督署へお願いします。(2022.4)

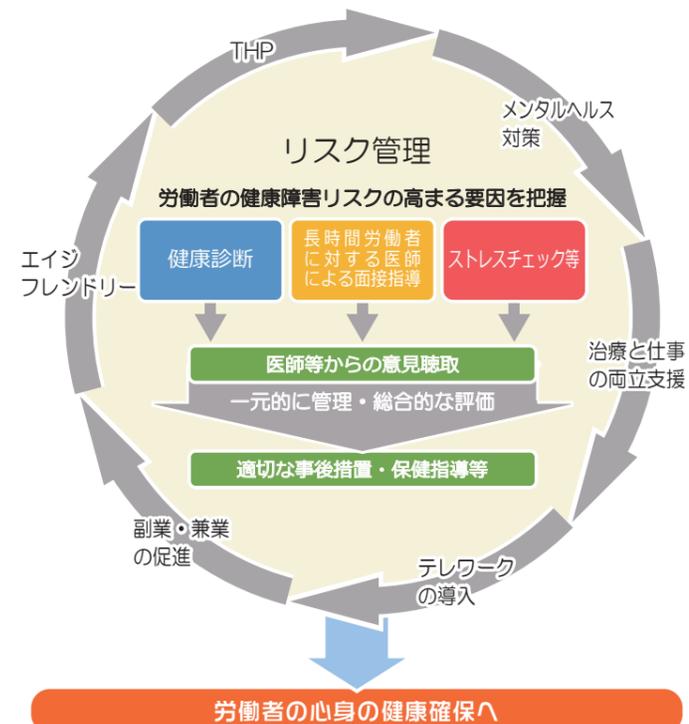


労働者の健康確保と健康保持増進のために

～労働者の心身の健康確保のための総合的対策～

1. リスクを踏まえた健康確保措置

- 労働安全衛生法令に基づき、事業者は労働者に対し、
 - **健康診断**
 - **長時間労働者に対する医師による面接指導**
 - **ストレスチェック等**
 を行うことが必要です。また事業者は、それぞれの結果について医師等から意見を聴取し、必要な場合には就業上の措置等を講じて、労働者の健康確保を図らねばなりません。
- 健康診断、長時間労働者に対する医師による面接指導、ストレスチェック等の結果は、別々に取り扱い、切り離して管理するのではなく、受診・受検する労働者ごとに**一元的に管理**すべきです。そうすることで初めて、**総合的な評価**が可能となり、適切な事後措置、保健指導等に繋げることができます。
- 一元的管理の視点を持つことで、健康診断、長時間労働者に対する医師による面接指導、ストレスチェック等を、**労働者の健康障害リスクの高まる要因を把握**する機会として活用することができます。リスクを踏まえた健康確保措置を実施しましょう。



健康診断結果に基づく措置等の概要



2. 健康保持増進措置

- リスクを踏まえた健康確保措置とともに、事業者は、労働安全衛生法第69条に基づき、継続的かつ計画的な健康保持増進措置の実施に努めることとされています。その適切な実施のために、
 - **事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）**
 - **労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）**
 等に基づく取組に努めることが必要です。
- さらに事業者は、
 - **事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン**
 - **テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン**
 - **副業・兼業の促進に関するガイドライン**
 - **高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）**
 等を踏まえ、多様で柔軟な働き方を認める等により、継続的な人材確保、生産性の向上等を実現することで、労働者全体の健康水準の向上を目指すべきです。
- これらはいずれも相互連携して取り組むべき事項です。愛知労働局及び管下労働基準監督署は、「労働者の心身の健康確保のための総合的対策」の推進・定着を図ります。

